



® 平成 30 年 3 月 14 日 (水)

No. 14647 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解⁵⁶

「ランバード」事件 (図形商標に関する混同のおそれ) … (1)

☆知的財産研修会 (AI・IoT関連発明の発掘と権利化の勘所) … (8)

商標判例読解⁵⁶

「ランバード」事件

(図形商標に関する混同のおそれ)

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会

弁理士 竹山 尚治

事件番号：平成28年（行ケ）第10262号審決取消訴訟事件

係属部：知的財産高等裁判所第1部（清水節（裁判長）、中島基至、岡田慎吾）

判決日：平成29年9月13日



創業1923年
杉村萬国特許法律事務所

SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣

杉村 興作
河合 隆慶
中山 健一
坪内 伸
田中 達也
西尾 隆弘
朴 瑛哲
君塚 絵美
大島 かおり

塚中 哲雄
鈴木 治
村松 由布子
甲原 秀俊
高橋 林太郎
石川 雅章
真能 清志
阿部 拓郎
田中 睦美

澤田 達也
福尾 誠
寺嶋 勇太
太田 昌宏
福井 敏夫
永久保 宅哉
石井 裕充
井上 高雄
宮谷 昂佑

富田 和幸
齋藤 恭一
結城 仁美
吉澤 雄郎
酒匂 健吾
色部 暁義
藤本 一
辻 啓太
廣 昇

下地 健一
池田 浩
川原 敬祐
小松 靖之
柿沼 公二
田浦 弘達
鈴木 俊樹
塩川 未久
鈴木 裕貴

大倉 昭人
吉田 憲悟
岡野 大和
伊藤 怜愛
神 紘一郎
門田 尚也
内海 一成
橋本 大佑
Stephen Scott

栗野 晴夫
山口 雄輔
前田 勇人
片岡 憲一郎
坂本 晃太郎
加藤 正樹
市枝 信之
鈴木 麻菜美

所員178名うち弁理士63名、
欧州弁理士1名

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners
電話：03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>

★キーポイント

本件は、商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり、争点は、商標法4条1項15号該当性（混同のおそれ）である。本判決では、対象商標が15号に該当するかどうかの判断について、「当該商標をその指定商品等を使用したときに、当該商品等が他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品等であると誤信されるおそれが存するかどうかを問題とするものであって、当該商標が他人の商標等に類似するかどうかは、上記判断における考慮要素の一つにすぎないものである」と示している。

ジー、ティーシャツ、ジャケット（被服）、フットボール靴、サンダル靴及びサンダルげた、運動靴」及び第28類「ゲーム用ボール、ボディビル用具、運動用機械器具、スノーシュー、ローラースケート靴、釣りざお、おもちゃ、アーチェリー用具、シャトルコック、運動用ネット、体操用具、ひざ当て（運動用具）、保護用パッド（運動用被服の部分品）、スケート靴、インラインスケート」（参考訳文）

(2) 引用商標

【引用商標1】



登録番号：第4716649号

出願日：平成14年7月24日

登録日：平成15年10月10日

指定商品：第18類「皮革、かばん類、袋物、携帯用化粧道具入れ、かばん金具、がま口金、傘、ステッキ、つえ、つえ金具、つえの柄、乗馬用具、愛玩動物用被服類」、第25類「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」及び第28類「遊戯用器具、囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具、ビリヤード用具、おもちゃ、人形、愛玩動物用おもちゃ、運動用具、スキーワックス、釣り具、昆虫採集用具、遊園地用機械器具（業務用テレビゲーム機を除く。）」のほか、第1類、第3類、第4類、第6類、第8類、第9類、第11類、第12類、第14類、第16類、第19類、第20類、

第1 事案の概要

1. 当事者

原告：美津濃株式会社

被告：福建鴻星尔克体育用品有限公司 (FUJIAN HONGXINGERKE SPORTS GOODS CO., LTD.)

2. 本件商標及び引用商標

被告商標（「本件商標」という。）と原告商標（「引用商標」という。）は以下となる。

(1) 本件商標

国際商標登録：第1119597号

商 標：



国際商標登

録出願日：2012（平成24）年2月20日

設定登録日：平成25年3月15日

指定商品：第18類「擬革、通学用かばん、バックパック、旅行用小型手提げかばん、スケート靴用革ひも、獣皮、傘」、第25類「被服、新生児用被服、水泳着、防水加工を施した被服、履物及び運動用特殊靴、帽子、メリヤス下着・メリヤス靴下、スカーフ、手袋（被服）、スポーツジャージ及び競技用ジャージ